

放射線治療談話会 会則  
(改定；平成 31 年 1 月 12 日)

第 1 条 (名称)

本会は放射線治療談話会(略称：治療談話会, Radiation Oncology Conference)と呼称する。

第 2 条 (目的)

1. 本会は放射線腫瘍学の視点から悪性腫瘍の診断・治療・研究およびその発展向上と悪性腫瘍の撲滅を図ることをもって社会に貢献することを目的とする。
2. 関東ならびに近隣地区の放射線腫瘍学に興味を持つ同学の士を開拓することを目的とする。

第 3 条 (事業)

本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 放射線治療談話会の開催
2. 特別講演会、勉強会の開催
3. 国内関係学会との交流並びに国際交流
4. その他本会発展のために必要な事業

第 4 条 (構成・会員)

本会の会員は、下記に掲げる会員を以て構成する。

1. 会員
2. 賛助会員

正会員は、本会の趣旨に賛同する関東各都県ならびに近隣地区の放射線腫瘍医、診療放射線技師、医学物理士、看護師、放射線生物研究者ならびに放射線物理研究者等。賛助会員は、本会の目的に賛同し、かつ事業を維持するために助成金を納める団体または個人。

第 5 条 (入会)

1. 会に入会を希望するものは必要事項を事務局に届け出るものとする。
2. 退会を希望するものは本会事務局に届け出るものとする。

第 6 条 (役員)

1. 本会に次の役員をおく。
  - (1) 会長 1 名
  - (2) 実行委員長 1 名
  - (3) 事務局委員 1 名

(4) 実行委員 各都県より 1 名以上

(5) 会計監事 2 名

2. 会長は、実行委員会で選出される。
3. 会長は例会、特別講演会、勉強会を開催する。
4. 実行委員は会員により選出される。
5. 実行委員は実行委員会を組織し、会務を処理する。
6. 実行委員長は実行委員の互選によって選出される。
7. 実行委員長はこの会を代表して会議を統括し、必要な会議を招集する。
8. 事務局委員は実行委員の互選によって選出される。
9. 事務局委員はこの会を代表して事務を統括する。
10. 監事は実行委員会によって選出される。
11. 監事は会の財産および業務の監査を行う。

#### 第 7 条 (役員任期)

役員任期は、会長2年、実行委員長2年、実行委員2年、監事2年とする。但し、再任を妨げない。なお、役員任期は3月末交代を原則とする。

#### 第 8 条 (会計・会費)

1. 本会の経費は会費・その他収入を当てる。予算および決算は実行委員会の議を経て、直後の例会にて会員の承認を受ける。
2. 会員は細則に定める会費を納める。
3. 会費の変更は実行委員会の決議を経て会員に報告する。

#### 第 9 条 (会計監事)

本会の収支決算は毎会計年度終了後に作成し、会計監事の監査を経て会員に報告しなければならない。

#### 第 10 条 (会議)

1. 本会は複数回例会を開催する。
2. 例会の運営に関する細目は実行委員会と協議の上、会長がおこなう。
3. 実行委員会は適宜開催する。
4. 特別講演会、勉強会は適宜開催する。
5. 実行委員会は次の事項を審議し、会員に報告し承認を得るものとする。
  - (1) 実行委員長の選出
  - (2) 事業の企画立案および会計報告
  - (3) 会則の変更
  - (4) その他、実行委員会で必要と認めた事項

#### 第 11 条 (会計年度)

本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までの1ヵ年とする。

#### 第12条（会則の修正）

1. 本会の会則の改正は、実行委員長あるいは実行委員の発議により実行委員会で決議し、直後の例会で会員の承認を得るものとする。
2. 細則は、実行委員会の決議により立案・決定し、もしくは修正することができる。

#### 第13条（事務局・連絡先）

1. 事務局は実行委員長のもとに、会員名簿の整理、会費の管理等放射線治療談話会の運営に必要な諸事務をおこなう。
2. 本会の事務局は細則にさだめる。

#### 附則

本会の会則および細則は、平成14年5月1日より施行する。平成16年7月12日細則を一部修正する。会則第13条2項を平成16年12月15日に変更し、平成17年1月1日より施行する。平成22年12月11日会則および細則を変更し、平成23年4月1日より施行する。会計年度等の変更により、平成22年の会計年度および役員任期を平成23年3月31日まで延長する。平成28年3月1日細則を変更し、平成28年4月1日より施行する。平成29年1月7日細則を変更し、平成29年2月1日より施行する。平成31年1月12日会則第4条2項を変更し、平成31年2月1日より施行する。

## 放射線治療談話会施行細則

第1条 本会の運営に必要な経常的な事項は、この細則に定める。

第2条 細則の立案・決定及び修正は、会則第12条第2項により、実行委員会が行う。

第3条 会則第8条に定める会費は、次の通りとする。  
会員各例会参加費 500 円 賛助会員年会費 30,000 円（一口）以上

第4条 本会の事務局は、実行委員長の所属組織におく。また、会費振り込み先は実行委員長の指定する口座とする。

第5条 放射線治療談話会の例会は放射線科専門医の生涯教育に適する内容とする。（専門医資格更新単位5単位に認定されている）

第6条 例会は、東京都放射線腫瘍医研修会との共催で開催することができる。

第7条 特別講演会・勉強会は本会の趣旨に賛同する企業との共催で開催することができる。